附　則

（施行期日）

1　この政令は、法の施行の日（令和四年九月二十日）から施行する。

（特別注視区域内において届出を要しない契約の特例）

2　第六条の規定の適用については、当分の間、同条第三号中「もの又は」を「もの若しくは」と、「締結されるもの」を「締結されるもの又は農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第二項の規定による売払いのために締結されるもの」とする。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

3　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

六十三　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）第十三条第一項

第三条第二項中「、公有地の拡大の推進に関する法律第四条第一項及び第八条」を削り、「第五項の規定」の下に「並びに前項第二十五号及び第六十三号に掲げる法律の規定」を加える。

別表（第五条関係）

一　港務局
二　地方競馬全国協会
三　地方公共団体金融機構
四　地方公共団体情報システム機構
五　地方公務員災害補償基金
六　地方住宅供給公社
七　地方税共同機構
八　地方道路公社
九　土地開発公社
十　日本下水道事業団
十一　日本司法支援センター

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

附　則

この政令は、令和四年九月二十日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

府　令

○内閣府令第五十六号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）及び重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令（令和四年政令第三百八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和四年九月十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則

（関係地方公共団体への通知事項）

第一条　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「法」という。）第五条第五項（同条第六項の規定により注視区域の変更について準用する場合を含む。）及び第十二条第五項の内閣府令で定める事項は、指定の事由とする。

（命令の方法）

第二条　法第九条第二項に規定する命令は、別記様式第一の命令書により行うものとする。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第三条　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の内閣府令で定める様式は、別記様式第二のとおりとする。

（土地等売買等契約に係る届出）

第四条　法第十三条第一項の規定による届出は、別記様式第三の届出書を提出してしなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定しようとする者は、別記様式第四の届出書を提出して、土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けようとする者（以下「譲受け予定者等」という。）は、別記様式第五の届出書を提出して、それぞれ前項の届出をすることができる。

3　法第十三条第三項の規定による届出は、別記様式第六の届出書を提出してしなければならない。

4　前項の規定にかかわらず、土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定した者は、別記様式第七の届出書を提出して、土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けた者（以下「譲受者等」という。）は、別記様式第八の届出書を提出して、それぞれ前項の届出をすることができる。

第五条　法第十三条第一項第五号の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　譲受け予定者等の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）（法人にあっては、その法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国）